

重 要 事 項 説 明 書

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型） グループホーム 悠心彩

介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令第 34 号第 88 条に基づいて、当事業所が説明すべき項目は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	合同会社 GrandLife (グランライフ)
事業者の所在地	島根県浜田市朝日町 1481
法人種別	合同会社
代表者名	足立 豪
電話番号	0855-25-8787 (代表)

2. 利用施設

施設の名称	グループホーム 悠心彩
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
指定年月日	令和 7 年 4 月 1 日
事業者番号	3292100066
施設の所在地	島根県鹿足郡津和野町河村 506-3
管理者名	岸田 好加
電話番号	0856-74-2015
FAX	0856-74-2039

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	当施設は、加齢に伴って生じる心身の変化、疾病等により要介護状態になった者でかつ認知症の状態にある者へ、家庭的な環境の中で、介護その他日常生活上の援助を行なうとともに、地域社会と深く係わりをもちながら、継続的な生活支援を行なうこと目 的とします。
施設運営の方針	当施設の職員は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って、明るく家庭的な雰囲気の中で入居者の有する能力を活用し、 「健やかに～元気で生き生きとして 穏やかに～自然の中でゆったりと、おおらかに にこやかに～はつらつと自分らしく」をモットーに掲げ 力強く生き抜けるためのサポートをします。

	また、心身の状況や希望及びそのおかれている環境を踏まえて、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、常にサービスの質の評価を行い、継続して改善を図ります。
--	---

4. 施設の概要

① 敷地及び建物

敷地面積	5. 844 m ²	
建物	構造	木造瓦葺平屋建
	延べ面積	582.89 m ²
	利用定員	18名

② 主な設備

設備の種類		部屋数	面積	一人当たりの面積
食堂兼居間		2室	114.8 m ²	6.37 m ²
トイレ		13箇所	27.62 m ²	各居室に設置 (9) 共用 (4) 1.53 m ²
居室	部屋数	18室 (個室)		
	和室	3室	27.97 m ²	
	洋室	18室	268.11 m ²	内9室は洗面・トイレ付

* 2人部屋はありません。個室対応です。

* 居室面積：けやき棟（トイレ無） 13.54 m²

:ひのき棟（トイレ有） 16.25 m²

6. 入所定員

* 入所定員は18名

7. 職員体制（主たる職員）

従事者の職種	常勤		非常勤		人員	保有資格	業務内容
	専 従	兼 務	専 従	兼 務			
管理者		1			1	介護福祉士	業務の管理及び職員の管理を行なう。
計画作成担当者				1	1	介護支援専門員・看護師	適切なサービスが提供されるように、サービス計画を作成する。
介護職員	11	2	3	1	17	介護福祉士 9名 ヘルパー5 名	入居者に対し必要な介護・支援を行なう。

看護師	1		1	2	看護師	入居者の健康管理・主治医との連絡調整・必要な医療処置等を行なう。
-----	---	--	---	---	-----	----------------------------------

8. 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間（8：00～17：00）常勤で勤務	4週6休
計画作成担当者	週20時間以上 8：00～17：00で勤務	
介護職員	<p>①早出勤務 7：00～16：00 ②日勤勤務 8：30～17：30 ③遅出勤務 11：30～20：30 ④準夜勤務 15：00～24：00 ⑤深夜勤務 00：00～9：00</p> <p>・昼間は（7：00～21：00）、原則として入居者3名に対し職員1名でお世話をします。 ・夜間（21：00～7：00）は原則として、入居者18名に対し職員2名でお世話をします。</p>	原則 4週6休

* 非常勤職員の休暇は、個々の契約によるものとします。

* 入居者の状況により、一時勤務形態を変更することがあります。

9. 施設サービスの内容

(1) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

種類	内容
サービス計画書の作成	・入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービス計画の作成をします。
食事の提供と介助	・入居者の身体状況を配慮し、栄養を考えバラエティに富んだ食事の提供をします。（食材費は別紙料金表を参照） ・食事は食堂で摂っていただきます。様態によっては居室でも可能です。 ・食事時間は 朝食 6：30～8：30 昼食 12：00～13：00 夕食 18：00～19：00
排泄介助	・入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行ないます。また排泄の自立にむけ適切な援助をします。

	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーの配慮も行ないます。
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の身体状況に応じ、適切な介助・援助をします。また、毎日の入浴もできますが、希望等により入浴日の選択や清拭もします。 ・入浴時間は自由です。 ・プライバシーの配慮も行ないます。
着替え・整容の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝夕に着替え、生活リズムを整え、メリハリのある生活に配慮します。 ・個人の尊厳を尊重し、適切な整容が行なえるように支援します。 ・シーツ等の交換は隨時行います。(洗濯物に関しては下記に記載)
健康管理及び日常生活の中での機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・不活発な生活のため、心身機能が低下しないよう日常生活の中で活動できるよう支援します。 ・転倒予防の為、下肢筋力アップ運動に取り組んでいきます。 ・入居者の健康管理に努め、定期的な受診での対応をします。また、主治医との連絡調整し必要な医療的処置、服薬管理等を行います。 緊急時については、後述によります。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者及びそのご家族からの相談については、可能な限り必要な援助を行なうよう努めます。

- * 若年性認知症の受け入れもあります。
- * 上記のサービスは、入居者の介護報酬の告示金額となっていますが、これとは別に利用料金をいただくものもあります。別紙料金表をご覧下さい。また、特別なものがあればご相談下さい。
- * 入居者の使用される布団・毛布・厚手の敷きパット等はご家族の管理とします。
- * 季節の衣替えや、衣類や日用品の管理はご家族の補充をお願い致します。但し、遠方や諸事情のある方は、ご相談の上での対応とします。

(2) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

当事業所は、空いている居室を利用し、短期利用の認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下共同生活介護という。）を提供します。

要件	<p>①入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合に、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室として利用できる場合。</p> <p>②人員基準違反でないこと。</p>
利用日数	あらかじめ 30 日以内の利用期間を定めるものとする。
利用人数	一の共同生活居住につき 1 名とする。

サービス計画書	利用者を担当する居宅介護支援専門員若しくは介護予防支援担当職員が作成する居宅サービス計画若しくは介護予防支援計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
---------	---

10. 入居者の権利

- * 当施設は、対話を大切にし、入居者及びご家族の意向に沿ったその人らしい暮らしを支援します。
- * 趣味や特技を生かせる生活ができるよう配慮します。
- * プライバシーに配慮し、安心と信頼に向けた関係づくりを目指します。
- * 事故等の危険性がない限り、自由に過ごしていただきます。
- * 権利擁護に関する制度の理解と、必要な方はその活用を支援します。
- * 成年後見人制度の利用促進についても支援をします。

【入居にあたっての留意事項】

- * 当施設への入居者は、要介護者及び要支援者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数の共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当される者の入居は、困難です。
 - ① 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ② 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- * 当施設は、入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- * 当施設は、入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- * 当施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴の把握に努めます。

11. 利用料金

* 利用料金は、【重要事項説明書・別紙1】料金規定をご覧下さい。

12. 協力医療機関

医療機関の名称	津和野共存病院	日原診療所	永田歯科医院
院長名	三輪 茂之	木田川 幸紀	永田 広之
所在地	津和野町森村口 141	津和野町枕瀬 218-18	津和野町日原 257
電話番号	0856-72-0660	0856-74-2015	0856-74-0010
主な診療科目	内科・整形外科・耳鼻	内科	一般歯科

	咽喉科・婦人科 等		
救急指定の有無	有	無	無
入院設備	有	無	無
契約の概要	当施設と津和野共存病院、日原診療所、永田歯科医院とは、入居者に病状の変化があった場合に、相談・指示及び受診が受けられるようご協力いただいています。		

協力医療機関、又はかかりつけ医との連携体制を図ります。

- ・入居者の病状変化や急変を認めた場合、医師や看護職員が速やかに相談対応します。
- ・必要時に受診できる体制を整備します。
- ・協力医療機関とは 1 年 1 回以上、入居者の現病歴等の情報共有や入居者の病状の急変が生じた場合等の対応等について、共有する会議を定期的に実施します。
- ・入居者が入院し、病状が安定、回復した場合には速やかに再入居できるように連携を持ちます。
- *定期受診（月 1 回の協力医療機関への受診）以外は、通院（受診）は基本的にはご家族対応でお願いします。但し、ご家族の都合により介助を希望される場合には、別途料金が発生します。
- *入退院時の対応については、救急搬送を除いて、基本的にはご家族対応です。ご希望があれば、付添いは致しますが別途料金が発生します。但し入退院の手続はご家族でお願いいたします。
- *入院中の対応についても、基本ご家族でお願いいたします。但し洗濯代行は別途料金が発生致しますが、ご希望に応じて対応はいたします。

1 3. 緊急時等における対応方法

- *入居者が病気またはケガ等により診察・治療が必要となった場合は、速やかに主治医や協力医療機関に連絡し必要な措置を講じます。
- *入居者の病状急変時は、主治医または協力医療機関に連絡し早急に対応します。ご家族にも早急にご連絡対応します。
- *天災その他の災害が発生した場合は、必要により入居者の避難等の措置を講じます。ご家族にも早急に連絡を取れる体制を講じています。

1 4. 入居者が重篤化した場合の対処方法

入居時に入居者が重篤化したときの対応については、入居者又はご家族の意向を確認し、主治医の指示に従い「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った指針【重要事項説明書・別紙 2】に従って対応します。

1 5. 事故発生時の対応

*入居者が介護サービス提供中に、事故が発生した場合は市町村、家族、主治医に連絡すると共に、必要な措置を講じます。また、その事故が賠償すべきものである場合には、損害賠償を行ないます。

16. 秘密保持

*当施設の職員は、職務上知り得た入居者及びご家族、身元引受人に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の際文書で誓約しております。

*入居者の個人情報を用いる目的は【重要事項説明書・別紙3】のとおりです。

17. 当施設ご利用の留意事項

来訪・面会	来訪者は、その都度必ず職員に届えて下さい。面会時間の制限はありません。来訪者が宿泊される場合は職員の許可を得て下さい。 面会簿の記入をして下さい。
外泊・外出	外泊・外出の際には、行き先と帰宅予定時間を職員に申出て下さい。
喫煙・飲酒	施設内での喫煙はお断りします。飲酒はご希望により可能です。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の使用法にしたがってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただくことがあります。
迷惑行為	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 入居者同士のいさかい・トラブルは慎んで頂くよう配慮します。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入ることも同様です。
金銭管理	原則、金銭管理は行いません。必要時は、ご連絡いたします。
所持品の管理	入居時に所持品は全て記名をお願いします。(小物等も全て、所在不明時にトラブルとなります) 隨時、持ち込み品もお願いします。
飲食物の持ち込み	飲食物の大量の持ち込みについては、入居者の健康管理・衛生管理上お断りしています。持ち込みの飲食物は、ご家族の責任の範囲として取り扱っていただきます。また、ある一定の日時が経過した飲食物は、施設の判断で処分いたします。
宗教・政治活動	施設内で他の入居者に対する、宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	ペット(爬虫類も含む)の持ち込みはご遠慮下さい。
謝礼、贈り物	ご利用いただく皆様方に余分な負担をお掛けしないという趣旨から、謝礼・贈り物等については、堅くお断りします。

18. 非常災害時の対策

防災訓練	昼間及び夜間を想定し、避難誘導、消火及び通報訓練を年2回以上行ないます。
------	--------------------------------------

防災設備	非常口、スプリンクラー設置、室内消火栓、誘導灯、自動火災報知機、非常通報装置、ガス漏れ探知機、漏電火災報知機を設置し、カーテンは防炎性能のあるものを使用しています。
消防計画	消防署への届出：令和4年3月29日 防火管理者：岸田 好加

19. 苦情処理窓口

* 提供された介護サービスに対して苦情がある場合は介護保険法令に従い、苦情を申し立てることができます。苦情申し立てを理由にいかなる場合も不利益、差別はいたしません。

事業所名	合同会社 GrandLife	080-1641-7576
責任者	岸田 好加	0856-74-2015
窓口担当者	水津 奉子	0856-74-2015
第三者委員	小川 章	0856-74-1716
第三者委員	益成 安廣	0856-76-0051

対応受付時間 8:00~17:00

* 当事業所で解決できない苦情は、次の機関に申し立てることができます。

機関名	津和野町健康福祉課	島根県国民健康保険連合	島根県運営適正化委員会
住所	津和野町後田口 64-6	松江市学園1-7-14	松江市東津田町 1741-3
電話番号	0856-72-0651	0852-21-2811	0852-32-5913
受付時間	8:30~17:00 土・日・祝以外	9:00~17:00 土・日・祝以外	8:30~17:00 土・日・祝以外

* 苦情の窓口は掲示しております。

20. 情報公表と外部評価

* 当施設は外部評価機関の第3者機関と提携し、1年に1回定期的に調査を受け調査結果はインターネットで公表します。(但し、調査5年を経過した場合は、2年に1回の調査になります)。外部評価の実施状況は別紙4へ記載します。

* 情報公表は毎年実施し、結果はインターネットで開示しています。

* 運営推進会議を2ヶ月に1回開催します。構成員は入居者、ご家族、地域の代表、町職員、有識者で構成する。会議では、施設の状況報告・サービスの評価・サービスの要望や助言を聞いています。運営推進会議録は、施設内でも閲覧できます。

* 重要事項等につきましては、施設内掲示と合同会社 GrandLife ホームページで開示しています。

21. 身体拘束・行動制限について

* 利用者及び入居者の生命及び身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体拘束、その他の方法により利用者及び入居者の行動を制限しません。

*但し、自傷他害の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危害が及ぶことがある場合など、利用者その家族に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し保存します。

*事業者は身体拘束を行わない取り組みを積極的に行います。

*身体拘束廃止に関する担当者：岸田 好加

*身体拘束の「やむを得ない場合」の3つの要件

(1)切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

(2)非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替えする介護の方法がないこと

(3)一時性：身体拘束やその他の行動制限が一時的なものであること

*身体拘束と行動制限等は身体拘束適正化委員会を設置し（3ヶ月に1回以上開催）、実施した結果は介護職員等に周知徹底します。また、身体拘束等の適正化の為、介護に従事する職員で研修会を定期的に開催します。

*担当者を決め委員会を身体拘束適正化委員会と虐待防止委員会と一緒に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っています。

2.2. 虐待防止について

*事業者は、利用者の権利擁護、虐待の発生を防止する為に次に掲げる、必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する担当者を選定しています

虐待防止に関する担当者：岸田 好加

(2)虐待防止のための対策を身体拘束適正化委員会と一緒に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図っていきます

(3)虐待防止の為の指針を整備します

(4)介護に従事する職員で定期的に研修を開催します

(5)サービス提供中に当該事業所または養護者（現に養護している家族、親族、同居者等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報します

2.3. 衛生管理について

*事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲料水について、その衛生管理に努め、又衛生管理上必要な措置を講じ、担当者を選定します。

*感染対策に関する担当者：岸田 好加

*事業者において、感染症の発生、またはまん延しないように必要な措置を講じます。

*必要に応じて、保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

*事業者において、感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じ

ます。

- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を1年に2回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底します。
- ・従業者に対し、感染症およびまん延防止のための研修および訓練を実施します。
- ・事業者における感染症予防およびまん延防止のための指針を整備します。

2 4. ハラスメント防止対策

*事業者は介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように、ハラスメント防止に向けた取り組みをします。

(1) 事業所内で行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は社会的組織として許しません。

- ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為

上記は、当該事業者職員、関係機関の方、ご利用者およびその家族が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した倍、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施します。

(4) ハラスメントと判断された行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

2 5. 業務継続計画について

(1) 感染症発生時における業務継続計画の策定をします。

・感染症（感染症疑いを含む）が施設内発生した場合においても、業務を継続する為に当施設の実行すべき項目定め、平時から円滑に実行できるように準備を整えます

(基本方針)

入居者様の安全確保	入居者の方は基礎疾患や重症化のリスクが高い。また、認知症も加わり精神的不安要素の強い。感染確認を認めた場合、深刻な状態が想定されることを加味し感染拡大防止に努める
職員の安全確保	業務上の特性もあり、職員への感染リスクも高いことを十分留意して感染防止対策を図る。また、職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める
サービスの継続	入居者の健康・身体・生命を守る機能を維持できるようにする

(2) 自然災害発生時における業務継続計画を策定します

・災害等の発生時入居者のサービス提供が困難になることを想定し、身体・生命の安全確保に加え優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期の復旧を考え、平時より円滑に実行できるように準備を整えます

(基本方針)

自然災害発生時においても、当事業所は「利用者の安全を確保する」ことが最大の役割とし、サービス提供を中断させないように、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定め、全ての職員が指針に従い業務にあたることとする。

- (3) 業務継続計画において、研修・訓練の実施し計画の検証や見直しを行うものとします

26. その他

* 合同会社 GrandLife の運営する事業に関する相談、要望、苦情等は何なりと担当者までお申し出下さい。責任を持って対応させていただきます。

私は、上記の重要説明事項の説明を受け確認しました。

令和 年 月 日

	氏 名	住 所
利用者	印	
家族	印	
説明者		

【重要事項説明書・別紙1】

料 金 規 定

1. 基本料金・1割負担の場合（厚生労働大臣の定める基準による）

(1) 認知症対応型共同生活介護

区分	利用者負担額	月額利用者負担額(30日間)
	認知症対応型共同生活介護費	認知症対応型共同生活介護費
要介護 1	753円／日	22,590円／月
要介護 2	788円／日	23,640円／月
要介護 3	812円／日	24,360円／月
要介護 4	828円／日	24,840円／月
要介護 5	845円／日	25,350円／月

(2) 認知症対応型共同生活介護（短期利用）（1日につき）

区分	利用者負担額
	認知症対応型共同生活介護費（短期利用）(Ⅰ)
要介護 1	793円／日
要介護 2	829円／日
要介護 3	854円／日
要介護 4	870円／日
要介護 5	887円／日

* 加算について

項目	加算料金	備考
初期加算	30円／日	入所した日から起算して30日以内の期間予定単位数を加算。 また30日を超える入院後、再び入所した場合も同様とする。
サービス提供強化加算(Ⅲ)	6円／日	勤続年数7年以上の職員を3割以上配置している
医療連携加算(Ⅰ)イ	57円／日	看護師を配置し、24時間連絡が取れる体制を整えている
協力医療機関連携加算	100円／月	協力医療機関との間で当該入居者の病歴等の情報を共有し定期的に会議を開催している
新興感染症等施設療養費	240円／日	1月に1回、連続5日を限度 感染症の指定があったものに対して
入居者の入院時費用	246円／日	入院後3ヶ月以内に退院すること明らかに見込まれる時、円滑に入居することができる体制を確保している場

		合(6日/月)
看取り介護加算(1)	72円/日	死亡日45日前～31日前
(2)	144円/日	死亡日30日前～4日前
(3)	680円/日	死亡日前々日、前日
(4)	1280円/日	死亡日
認知症専門ケア加算(I)	3円/日	日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはMの方が対象
若年性認知症利用受入加算	120円/日	65歳未満の認知症の方で要介護認定を受けている方
退居時相談援助加算	400円/回	居宅に退居した場合、利用者に対し1回限り
退居時情報提供加算	250円/回	入居者が医療機関へ退居した場合 1回のみ算定
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月あたりの総単位数×15.5%	

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護

区分	利用者負担額	月額利用者負担額(30日間)
	認知症対応型共同生活介護費	認知症対応型共同生活介護費
要支援 2	749円/日	22,470円/月

(4) 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)(1日につき)

区分	利用者負担額
	介護予防認知症対応型共同生活介護費(短期利用)(I)
要支援 2	789円/日

* 加算について

項目	加算料金	備考
初期加算	30円/日	入所した日から起算して30日以内の期間予定単位数を加算。 また30日を超える入院後、再び入所した場合も同様とする。
入居者の入院時費用	246円/日	入院が3ヶ月以内に退院が見込まれる時、必要に応じて受入をした場合、1ヶ月以上入院後、再入居した場合に算定(いずれも6日/月)
サービス提供強化加算(Ⅲ)	6円/日	勤続年数7年以上の職員を3割以上配置している時
認知症専門ケア加算(I)	3円/日	日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはMの方が対象

若年性認知症利用受入加算	120円／日	65歳未満の認知症の方で要介護認定を受けている方
退居時相談援助加算	400円／回	但し、利用者に対し1回限り
新興感染症等施設療養費	240円／日	1月に1回、連続5日を限度 感染症の指定があったものに対して
退居時情報提供加算	250円／回	入居者が医療機関へ退居した場合 1回のみ算定
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月あたりの総単位数×15.5%	

◎介護保険負担割合証で確認した、利用者負担割合の金額で支払いを頂きます。

◎要介護認定を受けていない場合や、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合は、いったん介護報酬告示額に算定される料金(10割)をお支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されますので、保険給付の申請に必要なサービス提供証明書を発行します。

2.介護保険利用負担額以外の利用料金

項目	料金	備考
敷金	50,000（入居時のみ）	(家賃の1.5か月分相当) 入居中の修繕費や退居時のハウスクリーニング代とさせて頂きますので、返還金制度はございません。
家賃	けやき棟(トイレ無) 30,000円／月 ひのき棟(トイレ有) 39,000円／月 (短期利用の場合) 3,000円／日	入退居された月は、日割り計算をします。
食費	1940円／日	朝食 500円 昼・夕食 各720円
管理費	25,000／月	水道・光熱費・事務費等を含む
その他日常生活費	実費	日用消耗品やオムツ、紙パンツ等
複写物交付	実費	
理容・美容料金	実費 (付添いとして： 1,000円／時間・人)	出張サービスの理美容車をご利用いただけます。 希望により、美容院へのご案内もできます。(基本的にはご家族による送迎)

他科受診について	看護・介護職員の付添いとして 1,000 円/時間・人	通院は基本的にはご家族対応です。但し、ご家族の都合により介助を希望される場合には、左記の料金が発生します。 (津和野の事業所においては、主治医の指示の定期受診 月1回については事業所対応いたします)
入退院時について	入退院時の付添いとして 1,000 円/時間・人	緊急搬送を除いて、基本的にはご家族対応です。ご希望があれば、左記の料金で対応いたします。入退院の手続きはご家族様でお願いいたします。
入院中の洗濯代行	400円／1回	入院中ご家族が希望された場合、洗濯の代行は致します。料金は左記とします。
その他	実費	教養娯楽にかかる費用 入場料、交通費など 居室のカーテンは防炎性能のあるものを取付けてください。 その他必要に応じて、実費を頂く場合があります。

3.料金の支払い方法

月末で精算し、翌月 10 日までに請求します。請求月の 15 日までに現金または銀行振り込みでお支払い下さい。尚、銀行振り込み手数料はお客様の負担でお願いします。

また当事業者は、料金の支払いを受けたときは領収書を発行します。再発行はいたしませんので、大切に保管して下さい。

令和7年4月1日 改正
令和7年6月1日 改正

【重要事項説明書・別紙2】

看取り介護指針

【基本方針】

入居者の加齢、疾病などによる身体能力の低下に伴い、終末期を可能な限り住み慣れた施設で看取りを希望された方に対し、「看取り介護」は、日常生活の延長線上にあると捉えた上で、入居者が最後まで尊厳を保ち、安らかな死を迎えられるよう日々の日常ケアの充実を図ります。

1. 開始時期

看取り介護の開始は、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、入居者又はご家族等（以下ご入居者の意思を代弁できる方を含む）に病状及び診断内容について説明を行い、ご利用者等の同意を受けたのち、終末期を当施設で過ごしていただく支援を行います。

2. 看取り介護計画の作成と実施

医師・看護職員・計画作成担当者・介護職員の参加によるカンファレンスを開催して、ご入居者の状態に応じた介護・看護についてケアプランを作成し入居者・ご家族等への説明と同意を得て実施します。入居者の病状等の変化に応じて修正・変更・説明・同意の手順を踏みます。

3. 看取り介護の内容

- ①各職種からの情報収集により、食事摂取状況や日常生活動作、バイタルサインの確認等により身体状況の変化の把握早期の発見と対応に努めます。
- ②主治医により病状の説明を行い、今後の治療方針と希望される終末期における支援内容の協議・確認を行います。
- ③ご家族等に対しての支援：変化していく身体状況や介護内容について、定期的に医師及び施設担当者から説明を行い、ご家族等の意向に沿った対応を行います。

4. 施設における医療連携体制について

医師、看護師と夜間・緊急時における（24時間オンコール体制）を明確にし、職員間で周知徹底を図ります。

5. 職員が看取り介護に関する共通認識を持つために、看取り介護や状態観察の研修等を実施していきます。

【重要事項説明書：別紙 4】

外部評価の実施について

《サービス外部評価について》

*外部評価は、各事業所が提供するサービスについて、第三者の訪問調査・事業所との意見交換により、質の向上の為の改善点を事業所自らが明確にする「気づき」の機会とすることを狙いとしています。

*評価項目は基本的に国が示した自己評価と外部評価です

*実施結果は、外部評価結果と自己評価結果を公表します。

《外部評価実施状況について》

① 外部評価の実施の有無

実施あり

② 最終受審日

令和 7 年 3 月 4 日

③ 評価結果について

インターネットに閲覧または、施設の玄関先に開示しています